

議 事 日 程 (令和2年3月19日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第5 議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定について
- 日程第6 議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算
- 日程第17 議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算
- 日程第20 議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算

日程第21 議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算
日程第22 議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 山中 美恵子

○出席議員（10名）

1番 石原 英一	2番 渡邊 裕光	3番 傍嶋 邦博
4番 坂 悟	5番 大平 文雄	6番 西松 巖
7番 碓井 昭夫	8番 岩田 讓治	9番 山中 美恵子
10番 渡邊 明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田 武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷 秀平
建設調整監兼 産業振興課長 岡田 立	総務課長 山田 靖
企画調整課長 大平 共美	会計管理者 堀 芳弘
税務課長 坂 優	住民環境課長 吉村 等
福祉課長 坂 和由	建設課長 河合 一
生涯学習課長 安井 孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村 厚士	書記 定益 直子
書記 土岐 寿徳	

(開議時間 午前10時00分)

議長 皆さん、改めましておはようございます。

お忙しいところ、傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

今年の気候はとても不順でございまして、桜が咲いておるかなあとと思うと雪が降っておったと。ちょっと体がついていきません。そこへコロナウイルスの関係でとても健康には不安かと思いますが、皆さんお体を大切にしてください。今日は傍聴ありがとうございます。

ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会2日目を開会いたします。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、10番 渡邊明博君、1番 石原英一君をお願いいたします。

議長 初めに日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、5番 大平文雄君。

5番 皆さん、おはようございます。

コロナウイルスが蔓延しておるということで、傍聴の方にもいろいろと御不便をおかけしております。その中で駆けつけていただきまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

ただいま議長のほうから発言のお許しを頂きまして、私のほうから質問をさせていただきます。

質問事項といたしましては、会計年度任用職員の運用施策と実施に伴う人件費がどういうふうになっていくかという、そういう質問の内容でございま

す。

質問の要旨を、ちょっと朗読させていただきます。

平成29年5月17日、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同年8月23日、総務省は改正法に係る運用上の留意事項等を会計年度任用制度の導入に向けた事務処理マニュアルとして令和2年4月実施するべく準備を進めるよう、全国の自治体に通知しました。

我が安八町では、その上位法に基づき、上位法、いわゆる総務省の通達です。上位法に基づき、令和元年第4回定例議会において安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定が議案として審議され、可決となりました。

今般の会計年度任用職員制度の導入経緯については、今日、臨時・非常勤職員の多数の方々が地方行政の重要な担い手になっている中で、適正な任用・勤務条件を確保するために法改正がされたものです。すなわち、今般の会計年度任用職員は、従来のフルタイム・パートタイム臨時職員という呼称、呼び名を廃止します。そして、一会計年度内で任期が定められ、競争試験あるいは面接等が実施されて、その結果、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員として採用されます。

折しも、令和2年2月の広報「あんぱち」にも載っておりましたが、募集要項が掲載されました。募集人員は、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、合計225名となっております。

現在、安八町職員は正規職員が140名、臨時職員は210名が在籍してお聞きしております。なお、令和元年度当初予算で見ますと、臨時職員の賃金は2億6,000万円、社会保険料3,400万円で、人件費としては2億9,400万となっている次第でございます。

当然のことながら、地方自治体の人事当局においては、会計年度任用職員制度の移行に際して臨時・非常勤職員の任用の抜本的見直しが求められ、臨時・非常勤職員の職務の実態を的確に把握しなければなりません。言い換えるならば、会計年度任用職員制度の職を決定する際には、現に存在する職を漫然と存続するのではなく、この「漫然と」というのがこれ重要なんです。漫然と存続するのではなく、正規職員とのバランスを十分に吟味した上で、適切な人員配置に努めなければなりません。

そこで質問でございます。

民間企業においては、私も昔、民間企業にございましたけれども、当然でございますが、正規職員、これは民間企業でいえば社員といいますか、正規職員は、最も閑散期を基準として人員が配置されます。ということは、十日とか二十日とか月末というような非常に多忙日には、なかなかお昼御飯も食べられない、そういうような状況が散見されています。最近では、働き方改革によってなかなかそういうことは差止めされておりますけれども、そんなような状況でございました。さらに、平成28年第4回定例議会において、私は、ラスパイレス指数の改善について質問し、その結果、現在では、例えばこの地区では輪之内町、神戸町でございますが、近隣自治体と同水準まで上昇しております。待遇の改善とともに、正規職員は常に100%の能力を発揮して汗をかき、日々自己研さんし、軽々に臨時職員に頼る慣習を避けるべきだと思います。

以上を踏まえ、今回の会計年度任用職員の採用人数も含め施策をどのように進めていくか、方針をお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、前にも述べましたが、今期の臨時職員の人件費は、今期というのは令和元年度ですね。人件費は2億9,400万となっております。広報「あんぱち」の募集予定定員は225名となっております。会計年度任用職員制度の導入となれば、給料は正規職員の1級、1級というのは定型的には補助的な業務を行う職務でございます。それと2級、2級というのは相当の知識と経験を有する職務と同等の位置づけをしなければならず、費用弁償、期末手当、その他財政的負担は増加するものと思われま。脆弱な財政状況を勘案すれば、厳しい状況になる可能性があります。当然のことながら、給料は労働に対する反対給付であり、恣意的に低く決定されるべきではありません。現在、令和2年度の予算案が提出されておりますが、会計年度任用職員制度の総額給料がどの程度計上されておりますか。

以上、2点について、町長の明確な御答弁をお願いしたいと思います。以上で終わります。

議長 答弁、町長 堀正君。

町長 それでは、大平文雄議員の会計年度任用職員制度の運用施策と実施に伴う人件費の見通しはの御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、会計年度任用職員の採用人数も含めた施策をどのように進めていく方針でございますかでございます。

まず、会計年度任用の職の設定に当たっての基本的な考え方は、安八町という一つの組織として最適と考える任用、勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況であっても住民の皆さんのニーズに応えるべく、効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要であると認識をしております。その際には、昨年12月議会定例会の大平議員の将来負担比率の改善施策に関する一般質問に対する答弁にもございました安八温泉、ハートピア安八の運営方針の見直しや、財政構造の改革を柱とした行財政構造の改革の中で、来年度に運営方法などの方向づけをするその結果を踏まえながら業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現することを目指すべきであると考えております。そのためには、大平議員が御指摘のとおり、会計年度任用職員の職を決定に当たっては、現に存在する職を、大平議員が御指摘されるように漫然と存続するのではなく、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置に努めなければならないと考えております。

次に、常勤職員と臨時・非常勤職員から移行する会計年度任用職員の関係性については、各地方公共団体における公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員を中心とする原則を前提としなければならないと考えております。このため、会計年度任用の職は、その職務の内容や責任の程度については、常勤職員と異なる設定をすべきと考えております。また、今回の会計年度任用職員制度では、標準的な業務の量に応じ、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員があります。安八町の場合、本制度の導入に向けましては、昨年度から職種ごとの職務内容と勤務時間の見直しを行った上で職員を募集したところでございます。

今後においても、勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として抑制を図るのではなくて、適正な任用、勤務条件の確保に努めていかなければならないと考えております。

次に2点目の御質問、会計年度任用職員の給料総額がどの程度計上されているかでございます。

会計年度任用職員に対する給与水準につきましては、フルタイム、パートタイムにかかわらず地方公務員法に規定する職務給の原則等に基づき、従事

する職務の内容や責任の程度などに十分留意し、かつ、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験の要素を考慮しながら、関係条例や規則に基づき適切に決定されなければならないと考えております。

そこで、当町の令和2年度会計年度任用職員における人件費の総額につきましては、2億8,700万円でございます。内訳といたしまして、従来の賃金に相当する報酬をはじめ、通勤に係る費用弁償、期末手当の合計が2億5,400万円、社会保険料が3,300万円でございます。令和2年度は昨年度並みの計上でございます。

今後、任期の定めのない常勤職員、いわゆる正職員を含めた会計年度任用職員における人件費の見通しにつきましては、人事院勧告に基づく給与改定、いわゆるベースアップや昇給、期末手当の期間率により増加することが見込まれます。しかし、先ほども申し上げましたが、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で、適正な人員配置と勤務条件の設定に努めなければならないと考えております。

以上、大平文雄議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

特別、再質問というのはございませんけれども、繰り返しになりますけれども、これは会計年度は、毎年1回こういうふうに更新していくわけでございますけれども、本当にこの職務が臨時職員、いわゆる任用制度職員に必要なのかどうかということを、改めてその都度、その都度確認していただきまして、あくまでも正職員、例えば正職員が急に退職したらすぐ臨時職員、いわゆるこの任用職員を採用するということではなくて、できるだけ我々、民間でやってきましたけれども、激務の中でそれぞれお互いの係間の調整をしながら、漫然と会計年度任用職員を採用することなく頑張っていたきたいと思います。人件費3億円近くかかります。非常に莫大な金額です。それを踏まえまして、今後、毎年、毎年の会計年度任用職員の更新時期に合わせて点検、チェックしながら進めていっていただきたいと思います。

以上でございます。特別、再質問ということではございません。以上で終わります。

議 長 答弁はいいですか。

5 番 はい。

議 長 御苦労さんでした。

続きますして、8番 岩田讓治君。

8 番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しを頂きましたので、今がチャンス、学校施設の長寿命化対策と題しまして質問をさせていただきます。

平成30年に、国は国土強靱化基本計画を見直しいたしました。これは、強くしなやかな国民生活の実現を図るため、防災・減災等に資する国土強靱化基本計画に基づく計画でございます。近年の災害から得た教訓や社会情勢の変化を踏まえ、決定されたものでございます。その中で、学校施設は天井、非構造部材を含めた耐震対策、老朽対策、避難所となる施設は自家発電設備、備蓄倉庫、代替水源、太陽光発電、トイレ、バリアフリー化などによる防災機能強化が推進することになっております。

さて、当町の学校施設は、昭和50年から55年にかけて建設をされております。これらの施設は文科省の言う更新時期、築45年に近づいております。しかし、財政が大変厳しく、今は長寿命化で建物のライフサイクルを延ばすことしか考えられません。また、学校の耐震化工事は、平成9年から14年の間に必要な建物全部が完了しております。大規模改修工事も平成8年から18年の間に完了いたしております。しかし、老朽化は確実に進んでおります。文科省は、令和2年度末までに長寿命化計画の策定を求めています。新聞報道によりますと、令和2年度の概算要求は4,000億円弱が、この長寿命化対策に盛り込まれております。

さらに政府は、災害対策といたしまして安全・安心の確保に2兆3,000億円強を計上し、そのうち1,000億円弱を学校施設の耐震化、防災機能強化に充てるほか、学校の避難所の停電への備えとして、自家発電設備の導入予算を加えております。

当町は、この学校施設の長寿命化計画は作成しているのでしょうか。もし作成がまだであれば、安全面はもちろん、機能面、例えば少人数教育への対応、あるいはICT設備の仕様、バリアフリーなど、環境面では木材利用などの考慮をお願いしたいものでございます。

当町の住民にとって、学校施設は生涯にわたる地域の重要なインフラでございます。文教予算といたしましては、かつてない大規模な投資が行われず。これを無駄にしないためにも早期に長寿命化計画を実現させ、学校を地域で誇れる施設として再生してほしいと思います。担当課長の御所見をお願いいたします。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 岩田讓治議員の今がチャンス、学校施設の長寿命化対策の御質問にお答えさせていただきます。

当町の公立学校施設は、第二次ベビーブーム世代の増加に伴い昭和50年代にかけて建設されましたが、それらの建物は今、一斉に更新時期を迎えつつあり、老朽化の波が押し寄せています。

学校施設は、未来を担う子供たちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとっては生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設であります。そのため、学校施設の老朽化対策は、先送りのできない重要な課題であると考えます。

平成25年11月、インフラ長寿命化基本計画が策定され、国全体として国民の安全・安心を確保し、中・長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出されました。これを踏まえ、文部科学省では、平成27年3月に文部科学省インフラ長寿命化計画を策定しました。

当町でも安八町公共施設等総合管理計画を平成28年度に策定しました。これは、国が策定したインフラ長寿命化基本計画を上位計画として、人口減少や適正な公共施設等の統廃合を含む適正な再配置などを目的として、長期的な公共施設やインフラ施設の管理・運営方針などを定めるものです。その計画の中では、各施設の現状と課題や運営に関し基本的な方針についての整理はできていますが、個別施設の長寿命化計画の策定までには至っていません。令和2年度末までには策定いたします。

学校施設は、以前の大規模改修の折に耐震補強も施しており耐震性は満たしておりますが、そもそも老朽化も進展しております。現在の予定では、令和5年度から大規模改修として、例えばコンクリート強度の調査、外壁の調

査、ガラス飛散防止対策や天井崩落防止などに着工する予定です。

議員が示されるとおり、国では公共施設等の適正管理の推進として、長寿命化対策に対しましても予算措置を講じられており、事業の実施に際しましては、充当率、交付税措置など有利な地方債制度も設けられております。

町としましても、財政厳しい折、有利な財政措置を受けることができるよう行財政改革とも関連させ、早期に策定・着工できるように取り組んでまいります。

以上、岩田譲治議員への質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田譲治君。

8番 ありがとうございます。

今、コロナが大変な時期でございまして、学校が休校になって既に2週間強がたちました。子供たちが学校へ行けないということで、その社会に与える影響は極めて大きなものがございます。今、ここで我々が学校施設の重要性を痛感しておる、そういう場もございます。

そういう意味もありまして、学校施設を心豊かなそういうただの教育だけじゃなしに、やはり社会を含めた大きな位置づけ、これが学校の施設ではないかなというふうに思います。そういう意味で、ぜひともこの長寿命化、今は財政が大変厳しいですから長寿命化しかないと思います。これの作成を早急にさせていただきまして、これを作成しないと補助金も下りませんから、作成を早速やっていただきまして、令和5年と言わずにその前にでも、国がお金があるうちに確保し、そして学校施設を早め早めに長寿命化をし、安定した学校に変えていただきたいそんな思いをしておるところでございます。

再質問ではございません。ぜひともお願いということでお聞き届けいただき、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、1番 石原英一君。

1番 おはようございます。

ただいま議長からお時間を頂きましたので、質問させていただきます。

私の質問は、「あんばちナビ」についてでございます。

総務省が発表した令和元年版の情報通信機器の保有状況を拝見すると、ス

マホの保有率は6割を超えました。これは固定電話を超えました。モバイル端末全体で見ると8割です。これはもうパソコンを超えています。さらに増えることが予測されています。

これに伴い、今後スマホと行政サービスの連携が求められており、そういった意味では、4月1日サービス開始の安八情報配信アプリ「あんぱちナビ」は、安八町にとって大きな一歩だと思います。

ただ、その前に1つ越えなければいけない壁がございます。町民の皆様のスマホにアプリを入れていただかなくてはなりません。3月の広報「あんぱち」にダウンロードの方法が掲載されておりました。そこで、広報が配られて1週間ほどたった3月8日から約1週間、私の周囲でスマホをよく利用しそうな10代後半から50代の方に、LINEなどSNSを通じて、昨日までに74名の方にアンケートを取らせていただきました。

質問としては2つです。1つは、広報「あんぱち」を読んでいますかという質問をしました。答えは、毎月読んでいるが23名、時々読む、もしくはぱらぱら目を通すという方が26名、全く読んでいないという方が25名でした。新聞・雑誌離れと言われている世代の中で約6割の方が広報「あんぱち」に触れていることに関しては、今のところ悪くない結果だとは思いますが、問題は次の質問です。4月1日に開始される安八情報通信サービス「あんぱちナビ」は御存じですかの質問をしたところ、御存じだったのは7名でした。1割に満たなかったんですね。これは、また次の施策も考えなきゃいけないことだと思います。

そこで3つ質問がございます。

1つ目は、スマホのヘビーユーザー世代にアプリを入れていただくための施策はお考えでしょうか。

2つ目は、スマホを所有していない方、そしてスマホを持っていても書面で操作方法が理解できない方に対するケアはお考えでしょうか。

そして3つ目、これは多分、今後このアプリにかける予算にも関わってくると思うので目標値が必要だと思うんですが、1年でどれぐらいのアプリ登録者数を目標とされていますか。

以上でございます。担当課長の回答を求めます。よろしく願いいたします。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、石原英一議員の4月1日サービス開始の「あんぱちナビ」のアプリについての御質問にお答えさせていただきます。

今回、安八町において防災行政無線のデジタル化を進めるに当たりまして、先行事業といたしまして安八情報配信アプリ「あんぱちナビ」の運用を令和2年4月1日から開始いたします。

このサービスでは、スマートフォンに専用アプリをダウンロードすると町の様々な情報をいつでもどこでも確認することができるようになります。

現在、安八町では災害情報を配信することができるサービスといたしまして、昭和63年にスタートいたしました防災行政無線、そして平成24年からスタートしました防災メールがございますが、防災行政無線における個別受信機の各家庭での設置率は、70%を割り込んでいる状態でございます。また、機器の老朽化により受信感度が悪くなり、うまく受信ができない家庭もございます。その結果、家庭用の屋外アンテナなどを設置するなどの対応をしておりますが、近年は気密性の高い住宅が増えまして、家庭用のアンテナを設置しても室内では電波を受信することができなかつたり、また、壁面にアンテナを設置することができないなどの事案が出てきております。

石原議員が言われるとおり、安八町においてスマホの保有率は年々増加していると考えておりまして、そのユーザーを有効に活用したいと考えまして、今回「あんぱちナビ」を開発し、新しくサービスを開始することとなりました。

まず1点目の御質問、スマホのヘビーユーザー世代にアプリを入れてもらう施策はについてお答えさせていただきます。

当サービスを開始するに当たり、どのように展開していくかについては、段階を経ていく必要があると考えております。まずは広報紙による掲載、そして各地区で実施される防災訓練でのPR活動や、町で開催される各種会議等にこのPRを行ってまいります。しかしながら、これだけではヘビーユーザーと言われる方々への登録は増えていかないと考えております。今回のアプリでは、これまでの防災行政無線では町全体に関わる情報しか発信できておりませんでした。情報配信カテゴリーを消防団や女性防火クラブ、またイベント、各小・中学校など15区分に分けました。このカテゴリーを使用

すれば、例えば消防団員が今まで各個人で電話連絡やLINEなどを使って訓練の開催の有無等をやり取りしてはいましたが、町から一括で情報を配信することが可能となります。そのため、4月以降は、消防団員や女性防火クラブ員、また交通安全協会の方々などにはアプリ登録を必須にしていきたいと考えております。

今後は、学校やこども園が発信している情報もこのアプリを使って発信していく予定をしておりますので、さらに利用者は増えていくと考えております。

次に2点目の御質問、アプリを入れることができない方々への対応策はについてですが、スマートフォンを所有しない方々には、これまでどおりの防災行政無線を御利用していただきたいと考えております。また、携帯電話をお持ちの方は、防災メールを引き続き活用していただきたいと思います。また、独居の方々などに対しましては、緊急通報サービスが福祉課にて実施されておりますが、その世帯にも適応・連携できるようなシステムを今後進めていく予定をしております。また、町内在住の外国人の方々に対しましても情報配信が可能となるよう、多言語化も進めてまいりたいと考えております。

いずれにせよ、これから開発が進んでいく分野でございますので、安八町のあらゆるサービスがこのアプリで利用できるようなものをつくり上げていかなければと考えております。

次に3点目の御質問、アプリの登録者数の目標値はの質問でございますが、令和2年度から令和4年度までの3か年で防災行政無線のデジタル化の整備を進めていく予定をしておりますので、3年後の登録者数として7割から8割を目指していきたいと考えております。そして、令和2年度において住民の方々へのニーズ調査を行いながら、さらに登録者、利用者が増えるようなサービスを目指していきますので、どうか御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、石原英一議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 御回答ありがとうございました。

再質問はございませんが、やはり「あんぱちナビ」は、緊急防災情報とか

今後必要ともなる感染症対策の情報などもございますので、そしてこのアプリは、何よりこの先の可能性があると思いますので、今後とも何とぞよろしくお願いたします。御回答ありがとうございました。終わります。

議長 御苦労さんでございます。

続きまして、2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長より発言のお許しを頂きましたので質問させていただきます。

私の質問のほうは、安心・安全なまちづくり、防災への取組はというテーマでございます。

皆さんも御存じのように、去年は台風15号に始まり、19、21号と激甚化になる台風が日本列島を襲い、被災された地域の方々も今もなお御苦労なされておられます。

また、南海トラフ地震や首都直下型地震がこの数十年の間に訪れてくると言われておりますが、その中で私から1つ目の質問でございますが、風水害や地震など災害が起きたとき、なくてはならないのが防災士だというふうに、私自身思っております。欠かせないと思っております。安八町の人口約1万5,000人の中で資格取得者は33人と、445人の中で1人ということで、今、岐阜県のほうでは人口約199万2,300人の中で取得者は6,527人と、305人の中で1人というようなふうになっております。

そこで、安八町として資格取得者を何らかの補助をして増員するようなお考えはございますでしょうか。これが第1点目でございます。

2点目の質問となります。

安八町として年に1回防災訓練を実施されておりますが、地域ごとに訓練を要請しておられると思いますが、安八17地区の中でお聞きしましたところ、平成30年度では8地区、令和元年度では9地区しか実施されていないということですが、半分の地域が実施されておられません。そのため、さらに防災訓練の士気を高めるということで、何かお考えはございますでしょうか。

3点目でございます。

災害には風水害や地震などがありますが、それに見合った避難場所や施設が整っているでしょうか。また、それが町民の方々に分かりやすく明示されておりますでしょうか。

以上、3点の質問となります。担当課長様、御回答のほうをよろしくお願

いを申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 渡邊裕光議員の安心・安全なまちづくり、防災への取組はの御質問にお答えさせていただきます。

現在、岐阜県下における防災士は6,000人を超える方が取得をされており、様々な立場で御活躍されておられます。

防災士の活動方法も様々で、市町村が主になって防災士会を立ち上げ地域防災を進めている自治体があったり、また、区長さん、議会議員の皆さんが防災士の資格を取得し自衛防災組織を立ち上げたり、中学生が取得している自治体もあります。

資格取得補助につきましても同様に、各自治体により様々であります。

現時点においては、当町における防災士の資格取得費の補助制度については考えておりませんが、それに代わる清流の国ぎふ防災・減災センターが主催しております清流の国ぎふ防災リーダー養成講座が開催されておりますので、この養成講座に積極的に参加していただき、活用していただければと、現時点では考えておるところでございます。

次に、各地区での防災訓練につきましては、令和元年度においては9地区で実施がされました。訓練内容につきましても、避難訓練、消火訓練、AED取扱い訓練、防災講習会など各地区が主となって計画・立案などが実施されております。訓練内容も、方法等についての御相談があった場合には、当町といたしましても関係団体との調整を図りながら、参加・協力させていただいておるところでございます。

地域によっては差があることは承知しておりますが、少しずつではあります。地域防災に対する共助への考え方が広まっているものと認識しております。町から強制的に実施をしていただいても地域防災力の向上にはつながりにくいため、引き続き自主的な訓練の実施をお願いしたいと考えております。また、防災備品等の購入補助制度についても、昨年同様に予算の確保をしていきたいと考えております。

次に、災害時の避難所につきましては、避難所が7か所、福祉避難所が3か所指定されております。想定収容人数は1万1,355人ですが、内閣府発表の避難者に係る対策の参考資料によれば、被災時に避難所へ避難する人の割

合が65%で、残りの35%は避難所以外に避難、もしくは疎開するとされており、その割合からすれば十分確保できているとは言えますが、必ずしも指定の避難所が災害時に使用できるかどうかは分かりませんので、町としても新たな避難所を模索しているところでございます。そのためには地域の企業との連携をし、事務所や倉庫等を避難所として活用できるような協定を、現在進めているところでございます。

具体的には、3月下旬に町内企業と、災害発生時の一時的な避難所として利用可能となる協定を結ぶ予定となっております。また、近隣市町との連携を進め、地域ごと他町の避難所へ移動できないかも、国と県と協力をしながら協議しておるところでございます。

最後に、避難所の看板等の劣化が進んでおりますけれども、どの災害に対応した施設であるかの表示も現在のところできておりません。今後は、夜光型の看板にするなどの方法も検討しながら、避難所への避難ルートを明示した標識等も整備しながら、町民に分かりやすい方法で避難所の整備を進めていきたいと考えておりますので、どうか御理解と御協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 ありがとうございます。

分かりやすい回答のほう、ありがとうございました。

再質問ではございませんが、私から1つお願いがございます。

2つ目の質問等で、各地域ごとの防災訓練のことでございますが、今、デジタル化が進んでおりますが、昔のアナログのような私、気がするんですが、各区長さん等、地域または近隣の区長さんともまたよくコミュニケーションを取って、地域防災に役立つように御指導のほうもよろしくお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。いつ何どき災害が起こるか分かりませんので、早急によりしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

続きまして、4番 坂悟君。

4 番 議長のお許しを頂きましたので、これより坂悟が一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、ふるさと納税で活性化しませんか。

皆さんも御存じのとおりだと思いますが、ふるさと納税制度は、自分が生まれたふるさとや応援したいふるさとへの思いを寄附に託し、平成20年度に始まりました。寄附を受け付けた自治体は、寄附者の思いや声に応えられるような政策の向上に努め、地域で暮らす方々は、寄附者に対する感謝の気持ちを表す制度です。ふるさと納税は、寄附者のふるさとへの思いをもとにふるさと納税応援サイト、インターネットと、平成27年から始まったワンストップ特例制度、確定申告が要らない給与所得者を対象に5団体まで寄附できるという制度で、ワンストップ特例制度を利用した利用者は、平成28年度に41万9,000人、平成30年度には110万2,000人に増加しております。

もとより、ふるさと納税制度を進めるメリットとは、まず第一に地域のPR、これができるということです。2番目、人口の少ない地域でも税収を集められる。3番目、返礼品で地域産業の育成ができる、地場産業の育成ですね。

昨年度、ふるさと納税、平成元年6月に一部改正されました。行き過ぎた返礼品等々がありまして改正になりました。その改正内容は、返礼品の調達額の割合は寄附金額の30%以内、返礼品は地場産品とする等です。これによって明暗が分かれた自治体があります。自治体の45%が増収になり、31%が減ったという、一極集中が解消され、地場産品が豊富な自治体が恩恵を受けていると、2月25日の中日新聞には掲載されておりました。

さて、安八町のふるさと納税の実績はと、安八町は平成28年から30年の3年間の収支合計、安八町にふるさと納税で寄附していただいた金額は621万円、安八町の人のほかの地域に寄附した金額が2,466万円となっております。ふるさと納税の寄附金に対してマイナス分について、75%が地方交付税で補填されるとも聞いております。安八町は、ふるさと納税寄附金を残念ながらうまく活用できていないと私は思われます。総務省のふるさと納税ポータルサイト平成29年度版で、安八町は岐阜県内で下から4番目でありました。

そこで質問ですけど、これに該当する質問約6件、確認を含めてですが、まず安八町に、ワンストップ特例制度を使ってふるさと納税の申請は何件あ

りましたか。これは28年から30年、答えられる範囲内でお答えいただきたい。

2番目、ふるさと納税の令和元年度の寄附金額は、最終的にはお幾らになりましたか。

3番目、安八町にふるさと納税申込書A4版のやつはあるんですが、残念ながらふるさと納税応援サイト、インターネット、いろいろありますけど、これが活用されていないと思われま。ふるさと納税サイトの応援サイト、インターネットサイトを活用し、安八町はもっとPRしませんか。一例を挙げると、ふるさとチョイスとかさとふるとか楽天とか、いろいろあります。

4番目、安八町でもいろいろ工夫されて、令和元年度に返礼品の見直しをされていると聞いております。私が議員になってから2回、3回いろいろお願いして、打合せして実際、前に進んでいるという確信は持っておりますが、ふるさと納税の活用目的をもっとはっきりさせて、ふるさと納税の寄附を増やす工夫、地域企業の協力を得て地場製品の育成をしてみませんか。

5番目、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合というのが、平成29年5月に立ち上がっていると聞いております。岐阜県では中津川市、山県市、郡上市、笠松町などが加入されていると聞いております。こういうような組織に加盟して、効率よく正しいふるさと納税というものを取り入れてみませんか。

最後は、ふるさと納税に対して、安八町の今後の取り組み方をどのようにされるかというのを伺いたい。以上です。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 坂悟議員のふるさと納税制度で活性化しませんかの御質問にお答えをさせていただきます。

ふるさと納税制度は、議員御指摘のとおり、都市圏への人口流出が進む中、住んでいなくても自分が育ったふるさとに自分の意思で貢献する仕組みとして、平成20年度から始まったものであります。

こうした趣旨でありながら、ふるさと納税制度は取り扱う返礼品のみが注目され、利益率の高い返礼品が扱われるなど問題視されました。

そこで、令和元年6月の地方税法の改正によりふるさと納税制度の見直しがされ、返礼品は地場製品とする、返礼割合は3割以下にするなど明確に規制がされたところであります。

現在、当町では、寄附金1万円につき新米ハツシモまたは安八温泉回数券の2種類しか返礼品として扱っておらず、令和元年の寄附金額は、3月11日時点で174万円であります。ほかの自治体と比較しますと寄附金額は少ないのが現状でございます。

また、平成28年から30年のふるさと納税の寄附者は128名で、そのうち約13%に当たる17名の寄附者が、確定申告不要となるワンストップ特例制度を利用しました。

そこで、ふるさと納税制度の見直しに合わせて魅力ある返礼品を増やすため、広報紙やホームページで提供事業者の募集や、町内企業への訪問などを実施しました。その結果、4月からは1種類ですが、返礼品に加えることができる運びとなりました。

議員御指摘のとおり、返礼品の種類を増やすだけでは寄附金は増加しません。寄附を増やすには、情報発信が重要になってまいります。SNS等を活用した情報発信に努めるとともに、より寄附者が利用しやすいホームページの見直しも進めております。

ふるさと納税の応援サイトの活用につきましては、御質問の中にありました知名度の高いサイトではございませんが登録しており、収納代行を委託しております。

また、ふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合につきましては、現在、全国で72の自治体が加盟し、シンポジウムの開催等活動しております。加盟につきましては、活動内容などをよく精査して検討をさせていただきます。

いずれにいたしましても、このふるさと納税制度の活用は、人口減少を迎えている中、財源確保や町内企業の活性化の有効な手段であります。引き続き魅力ある返礼品のラインアップを充実しながら、安八町を多くの方に知っていただけるよう努めてまいります。

以上、坂悟議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 大平課長、新規返礼品の拡大取組等、丁重な御回答をありがとうございました。

私も質問を出してからいろいろ調べておりました、その中で1点、皆さんに聞いていただきたい報告があります。

自治税務局市町村税課、そのふるさと納税に関する現状調査、平成30年度実績、受入れ実績、活用の両方を公表している自治体は1,252団体、全体の70%、寄附者に対して、寄附を充当している事業の進捗状況、成果について報告している団体576団体、32.2%と前年度対比増加というふうに書いてありました。また、ふるさと納税の受入額の多い20団体、全国ですけど、その中に岐阜県の加茂郡七宗町が14番目で上がっておりました。寄附額は、何と37億6,000万円、件数にして11万6,289件です。

今後の安八町の取組に対し大いに期待して、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 御苦労さんでした。

最後に、3番 傍嶋邦博君。

3 番 傍聴者の皆様、本日はありがとうございます。

それでは、私からは財政改善に向けての施策の詳細についてという内容で、安八町財政の改善に当たり、前回の一般質問でお答えいただいた件がどのように町政に反映されているか、またその施策の詳細を確認するために質問させていただきます。

私からの質問は2点ございます。

1点目は、財政調整基金確保の案件についてです。

前回の一般質問の回答の際、町長御自身から、当面は財政調整基金の確保を最優先に取り組み、早い段階で、できれば5年以内に10億円を確保したいと思っています。基金への積立てを進めるため財政の原点を再確認し、極力基金に頼らない予算編成を念頭に、収入では主に税の確保で増収に、支出では予算執行の段階でさらなる精査に努めますと方針を示していただきました。ですが、その施策の詳細についてまではお答えになりませんでした。

そこで、お聞きいたします。

最優先に取り組みとおっしゃられた、5年以内に財政調整基金を10億円確保するという目標達成に向け、令和2年度、3年度、4年度、5年度、6年度において、各年度ごとに幾らずつの増加を計画してみえるのか。また、発言の中にありました極力基金に頼らない予算編成というのが、今回の令和2

年度の予算において例年と比較した際、何費のどの項目でどれだけの金額が、その基金に頼らない予算編成に当たるのか。また、町長が令和2年度予算提案説明において示された方針のミニマム型予算について、一般会計予算の総額が55億9,500万円、前年度当初予算比3億円の増、5.7%の増と前年度よりも大幅に増加しておりますが、町長のおっしゃられるミニマム型予算とは、何について最小限にとどめられた予算の形であるのかを御説明お願いいたします。

2点目は、企業誘致の促進についてです。

こちらも前回の一般質問の回答の際、町長御自身から市街化区域の拡大、企業誘致の促進を最重要課題として取り組ましますとお答えいただきました。いろいろな場面で町長御自身から企業誘致という言葉をお聞きするのですが、その際、とても残念なことに、企業誘致についての詳細な計画を耳にしたことはありません。安八町財政の改善に当たり、企業誘致の促進を最重要課題として取り組まなければならないことは、当然のことです。また、企業誘致を進めていく上で、税収が見込めなくなってしまった大手会社を超える税収確保を目指さなければならないこと、そして、有名な大手製造企業に来ていただけるとありがたいということも当然のことです。

そこでお聞きいたします。

税収を見込めなくなってしまった大手会社2社による安八町の収入の合計が年間どれだけあったのか、安八町から企業誘致の推進をかけた企業の件数と、その中で企業誘致がうまくいかなかった件数とその原因、今現在行っている企業誘致に向けての取り組み方法及び近隣の自治体では珍しい取り組み方法の有無、今まで企業誘致をする際にかかった費用の1社当たりの平均金額と、それに対して費用対効果が出るまでの平均年数、また今後の計画において、何年の間に企業誘致における収入増加を幾らに設定し、その定められた期間に各年度において幾らずつの増加を計画しているのか、御説明お願いいたします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、傍嶋邦博議員の財政改善に向けての施策の詳細についての御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、財政調整基金確保の質問につきましては私から、次の2

点目の御質問、企業誘致の推進につきましては企画調整課長からお答えをさせていただきます。

それでは1点目の御質問、基金への積立て、年度ごとに幾らずつの増加を計画しているのですかであります。財政調整基金につきましては、安八町の財政規模、また自然災害のような不測の事態への備えとして10億円程度は早期に確保したいと考えております。

しかしながら、毎年の当初予算には財政調整基金積立金として計上し積み増しをする計画ではなくて、決算剰余金としての積立てを考えております。よって、現時点では、毎年度の積立額として幾らになるのかという御質問については、その年その年、財政需要の流動的なところもございますので、一概には答えられません。例えば、2年前の7月の台風21号におきましては、町内の公共施設で大きな被害が発生をいたしました。その際にも、基金を取り崩して対処に当たりました。そして、今回発生しております新型コロナウイルスの感染症のように不測の事態が起きた場合には、同じように基金を取り崩して対処に当たらなければならないということがございます。そういった背景がございますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2つ目の極力基金に頼らない予算編成についてですが、当初予算における財政調整基金繰入額につきましては、令和2年度におきましては7,100万円、その前年、平成31年度におきましては1億2,000万円を繰り入れ、予算編成に当たりました。繰入額といたしましては、前年から比べますと4,900万円を削減しております。また、財政調整基金の性質上一般財源として取り扱われるために、何費のどの費目でどれだけの金額が充当されているのかというのは、なかなか捉えられないものでございます。予算編成上、一般会計全体としてどれだけの財源を調整していかなければならないのか、計画的な財政運営を行うためのものでございます。

次に3つ目の、ミニマム型の予算編成についてでございます。

令和2年度予算の提案説明でも申し上げたとおり、限られた財源の有効・効率的な活用を図りながら、必要最小限的なものを計上したミニマム型の予算を念頭に予算編成に当たりました。また、緊縮型の予算編成が必至であることも十分認識しております。しかし、財政的には公債費、扶助費等の義務的経費の増大、公共下水道事業特別会計への繰り出しの増大、また、法改正

への対応など盛り込まなければならない事業もあり、これらの要因によりまして対前年度比で予算総額は増加となりましたことについては、御理解いただきたいと考えております。

以上、傍嶋議員に対する質問の回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 傍嶋邦博議員の2点目の企業誘致の促進についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘の大手企業につきましては、かつて当町において稼働し、税収だけでなくそこに雇用を生み、様々な恩恵をもたらしたところであり、当然、その企業の撤退により少なからず影響を受けているところでございます。

また、議員からは企業誘致に関しまして様々な御質問がされておりますが、企業誘致に関しましては、全体を通じまして実に複雑な事情が絡み合い、様々な要因を克服しながら進めている仕事でございます。具体的には今後の企業誘致に影響を及ぼしますので、差し控えさせていただくことを冒頭に御了承いただきますよう、よろしく願いをいたします。

企業の経営判断による撤退はやむを得ないものでございますが、逆に安八スマートインターチェンジの開通を見込み当町へ進出していただいた企業も、新たに平成20年度以降16社ございます。また、都市圏への立地的優位性を軸に、企業立地奨励金制度や良質で豊富な地下水、工場立地法における緑地規制の緩和など当町の強みを積極的にPRしながら、次期総合戦略の中でもお示しをさせていただいております5年間で12社の企業誘致目標を達成できるよう、今後とも進めてまいります。

以上、傍嶋邦博議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 どれについてもちょっと曖昧な形だったかなあと私自身は思うのですが、ジョージ・T・ドラン氏によって提唱された目標設定の原則のSMARTの法則というのは御存じでしょうか。

このSMARTというのは各頭文字を取っておりまして、SはSpecific、具体的で分かりやすい目標となっているか。MはMeasurable、数値等で測定ができる内容であるか。AはAttainable、目標達成が可能な範囲であるか。

RはResult-based、現実的で成果が重視されているか。TがTime-oriented、期限が明確に設定されているかというところです。

このSMARTの法則は時代遅れとも言われておりますが、今もなお目標設定のために使用されているフレームワークです。今回の財政調整基金の確保についても企業誘致についても、このSMARTの法則自体、いずれも該当していないのではないかなと思われまます。

町民の方々は、今の安八町財政に大変不安を抱いております。安八町の財政改善、豊かでより住みやすい安八町を目指しているのは、堀町長も職員の方々も町民の皆様も議員も皆、同じはずです。ぜひとも、これから安八町の財政改善に向けて、まずはこの2つの案件について期限の明確化、数値等での測定、成果の重視、達成可能な範囲で、具体的で分かりやすい目標を設定していただけないでしょうか。

今現在も財政改善に向けて努力していただいていることは存じております。令和2年度においてはさらなる努力を積み重ねていただきますことをお願いいたしまして、私からの一般質問は終わらせていただきます。回答は結構です。以上です。

議長 御苦労さんでした。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時半から再開をいたしますのでお集まりください。お願いいたします。御苦労さまでした。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。まず初めに、議会改革特別委員会の報告を求めます。

委員長 大平文雄君。

5 番 では、議会改革特別委員会の委員会報告を報告いたします。

安八町議会議長 山中美恵子様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規

則第77条の規定により報告いたします。

記といたしまして、日時、令和2年3月9日月曜日、午後2時20分から。

出席者、委員全員、議会事務局長。

事件及び審査の結果。

議会報告会は、過去5年間同じ方法で開催してきました。6回目となる令和2年度は、方式を変えて実施に向けて協議しました。5月中旬に開催を予定しています。方法は、従来どおり1部で議会の報告を行い、2部でグループに分かれて意見交換会を行います。

しかし、新型コロナウイルスの感染の状況次第では、延期を視野に入れて準備を進めてまいります。

少数意見留保の有無はありません。

その他、特別ございません。

以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 岩田讓治君。

8 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定をしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、令和2年3月10日火曜日、午前10時からでございます。

出席者、委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算、議第17号 令和2年度安八郡安八町児

童発達支援事業特別会計予算、以上、審査いたしました結果、議第11号の令和元年度一般会計補正予算（第7号）並びに議第14号の令和2年度一般会計予算のうち当委員会の関係分を、また、議第12号、議第15号から議第17号までを、全て原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他といたしまして、渡邊教育長より小・中学校の2学期制の成果と課題の報告があり、また福祉課長からは、こども園に移行して1年ということとで成果と課題についての報告がありました。以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 渡邊明博君。

10番 総務産建常任委員会の委員会報告を行います。

議会議長 山中美恵子様。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時は令和2年3月11日水曜日、午前10時からでございます。

出席者は委員全員、関係執行部のうち、梅村税務課主幹は確定申告の業務のため欠席となっております。その他の関係執行部は全員でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

また、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについて、以上を審査しました結果、議第11号の令和元年度一般会計補正予算（第7号）並びに議第14号、令和2年度一般会計予算のうち当委

員会の関係分を、また、議第13号、議第18号から第20号までを、全て原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保の有無はありません。

その他ありませんでした。

以上で委員会報告を終わらせていただきます。

議 長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第2号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第2号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第5、議第3号 安八町森林環境譲与税基金条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第3号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第4号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第4号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第5号 安八町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第5号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第8、議第6号 安八町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第6号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第9、議第7号 安八町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第7号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第10、議第8号 安八町社会就労センター「ひかりの里」設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第8号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第11、議第9号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第9号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第12、議第10号 安八町病虫害防除事業負担金徴収に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第10号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第13、議第11号 令和元年度安八郡安八町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第11号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第12号 令和元年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第12号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第13号 令和元年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第13号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第14号 令和2年度安八郡安八町一般会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第14号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第15号 令和2年度安八郡安八町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第15号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第18、議第16号 令和2年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第16号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第19、議第17号 令和2年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第17号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第20、議第18号 令和2年度安八郡安八町水道事業会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第21、議第19号 令和2年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第22、議第20号 安八町公共下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和2年第1回安八町議会定例会を閉会といたします。誠に御苦労さんでございました。

一番初めは全協ですので、1時半から再開をいたしますのでよろしくお集まりください。御苦労さんでございました。ありがとうございます。

(閉会時間 午前11時48分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月19日

議 長 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博

議 員 石 原 英 一